

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
埼玉県朝霞市浜崎四丁目六番五十九号
有限会社みつわ商事

二 取消年月日

平成二十七年九月三十日